

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般社団法人全国児童発達支援協議会
会長 岸 良至

一般社団法人 全国児童発達支援協議会(CDS-Japan)の概要



1. 設立年月日:平成21年7月1日

2. 活動目的及び主な活動内容

(1)活動目的・内容

- ・ 成長・発達が気になる子どもとその家族への発達支援活動
- ・ その質的向上・発展と関係者の相互連携・交流
- ・ 乳幼児期・学齢期の成長・発達上の諸課題への支援に関する調査及び研究
- ・ 施設・事業所の運営に関する調査・研究
- ・ 政策提言(こども・家庭・現場の立場から)
- ・ 被災地支援(共助活動) など

(2)活動実績

- ・ 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省関連の部会・検討会等への参画
(障害者政策委員会、こども家庭審議会:障害児支援部会、こどもの居場所部会 等)
- ・ 全国研修会(管理者等研修会と職員研修会)、ブロックごとの研修の企画・開催、委員会による活動

3. 会員数等:障害児通所支援事業等545団体(2026年6月時点): 全国7ブロック

すべてのこどもたちが幸せに成長・生活できる社会を実現します



ビジョン



(実現したい社会の姿)

- 障害のあるこどももいないこどももみんな一緒のこどもまんなか社会の創造
- 障害のあるこどもや家族が社会の一員として尊重されるインクルーシブ社会の創造
- 違いを認め合い、尊重できる寛容で豊かな社会の創造
- 障害児支援を通じたこどもと家庭に優しい社会の創造



アクション



(ビジョンを達成するための行動)

- 障害児支援やこども施策の改善・創設に向けて加盟事業所を含む現場の声を国等に提言します
- 加盟事業所に対して、支援の質・専門性の向上に向けて研修や交流を通して丁寧にサポートします
- インクルーシブな場で障害のあるこどもも健やかに発達できるように地域・関係機関に働きかけます
- 災害対応を含むCDSの社会活動について広く発信するとともに、実践や研究を通じて発達支援に関する技術等について探求し続けます。



重点項目



- 「人から人」「手から手」の実践を大切にした研修の実施
- こどもへの支援、家族への支援、地域と連携した支援の実践の蓄積と会員での共有
- 事業ごと【児童発達支援（センター、センター以外、居宅訪問型）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】の実態把握
- 現場の実践の集積と分析に基づく支援の質ならびに事業運営の両側面から提言
- 職種ごとの実践の共有と会員相互の連携のための企画
- こどもに関わる関係機関・団体との連携の充実



バリュー



(利用者に提供できる価値)

- こどもは社会の一員
「こどもの人権」すべてはこどもの幸せのために
- したいが見つかる
「楽しいが育ちの原動力」遊び・活動・参加
- 誰かとつながる
仲間・ピア・メンター
- 安全・安心な居場所
セーフティネット、心のエネルギー補給の場所
- きょうだいを含めて安心して子育てできる環境
- 住んでいて良かったと思える地域の多様性

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

【総論】

- ・平成24年の改正児童福祉法施行以降、障害児通所支援は加速度的に整備され、身近な地域で障害のあるこどもとその家族が発達支援(療育)が受けられるようになったことは喜ばしいことです。平成16年の発達障害者支援法施行以降、特別支援教育の対象児は増え続けており、また、乳幼児健診後の支援の場として、今年度から本格実施される予定の5歳児健診により、通所支援につながるこどもと家族はさらに増えることが想像されています。障害が要因であるこどもも虐待が散見され、障害児通所支援はこどもと家族を支える予防的・セーフティネットの役割も求められています。我々はそのようなこどもを留め置くのではなく、次のステージに引き継ぐことをしています。このような状況の中で、平成24年度以降の費用が増大していることは必然であり、制度持続可能性という論点からの抑制的な議論ではなく、未来への投資・予防的意味での充実・強化の議論を期待します。

【インクルージョンの推進】

- ・インクルーシブな社会を創造することは私たちの使命です。地域支援の中核機能をさらなる展開させていくためには、児童発達支援センターはもとより地域の通所事業所が連携を図り面的整備を進めることが重要で、それにより地域力のある及び切れ目のない支援体制を構築することにつながります。また、保育所等と連携し、単なる場の統合ではなくすべてのこどもに配慮された本当の意味でのインクルージョンの在り方を検討ください。基礎自治体が発達支援システム構築に責任を持ち、センター等と協働しながら自立支援協議会等で検討することや障害児福祉計画に位置付け整備するよう国から都道府県、市区町村に対して助言・指導をお願いします。

【指定権者間の解釈の統一】

- ・定員厳守の考え方や、送迎時や外部研修受講時、外部連携時、職員の有給取得時等の職員配置基準に関して、捉え方や運用が自治体によってその解釈が異なります。人材不足のなかで最低限の配置を維持している事業所が現実的に運営できるよう柔軟な解釈を行うよう指定権者に周知徹底してください。

【事業形態の多様化等に伴う基準等の検討が必要】

- ・平成24年以降、障害児通所支援は集団での発達支援だけでなく、定員を切り分けての小集団支援や個別支援のみのスポット支援、保育所等との一元的支援など、多様な支援形態で展開されるようになり、職員配置基準や加算の適用要件など実態に合わなくなっています。根本的な通所の在り方や形態に応じた基準・報酬等の見直しの検討が必要です。

【こども性暴力防止法(日本版DBS)の適切な実施に向けた援助】

- ・こども性暴力防止法の運用が年末から始まります。今後、障害児支援においては就業規則の改正や職員または採用予定者の性犯罪歴の照会等個人情報の保護を含む厳密な対応が求められます。こどもを護ることは大変重要なことですが、手続きを含め煩雑であり、小規模の事業所を含めすべての事業所で適切に対応できるよう丁寧な援助をお願いします。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

視点1 持続可能な制度としていくための課題と対処方策

児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所数や費用の増加は、これまで十分でなかった障害児通所支援が整備され、支援を必要とするこどもの増加や発達支援ニーズに対応してきた結果である。今後、5歳児健診の本格実施等により支援ニーズはさらに高まることが見込まれるため、伸び率のみを理由とした整備抑制や報酬削減ではなく、地域ニーズに基づく計画的な整備が必要である。一方で、過剰利用や一律の支給決定を避けるため、こどもの状態像に基づく支給量の適正化、客観的基準の検討、相談支援の適正化が求められる。

視点2 人材確保・育成・専門性向上、業務負担軽減

令和9年度から開始される人材育成研修が確実に実施され、どの地域でも同質の発達支援を受けられる体制が整備される必要がある。そのためには、児童発達支援センター等の中核機能を活用し、基礎・実践研修、リーダー・コア人材研修を地域に根ざして進めることが重要である。あわせて、職種ごとの専門性の深化、職能団体との連携、多職種協働研修を推進するとともに、定員規模に応じた加配加算の拡充、研修時の人員配置基準の弾力的運用、ICT導入・維持費用への報酬上の評価が必要である。

視点3 経営状況、賃上げ・物価高騰等への対応

障害福祉現場において、全産業と遜色ない処遇改善を実現するため、報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入、物価高騰対策が求められる。特にこどもは感染症に罹りやすく、欠席により収入が減少するため、代替支援の評価や欠席時対応加算の増額が必要である。また、送迎はこどもと保護者を支える重要なセーフティネットであり、送迎中の支援実態を踏まえてサービス提供時間として評価するとともに、燃料費・車両費の高騰への対応が必要である。また、契約児数が利用定員の2倍以上になることも多いこども固有の事業特性を踏まえた報酬体系の見直しも求められる。

視点4 地域における過不足のないサービス提供体制の確保

小規模自治体においても児童発達支援センター等を中心とした支援体制を構築できるよう、現行の報酬上の定員区分を見直すこと（細分化）が必要である。また、不登校や外出困難な障害児については、家庭以外の場所・人・時間・経験を保障する観点から、自宅への訪問型支援を児童発達支援や放デイの本体事業に組み込む必要がある。また、居場所の一形態であるオンライン支援の活用を図るほか、降雪・降灰など地域特有の運営コストへの補填も検討すべきである。

視点5 サービスの質の確保と評価

児童発達支援や放デイでは、現行の事業所自己評価と保護者評価に加え、支援の質を客観的に評価する第三者評価が重要である。その際、障害児支援に精通した評価者を養成し、現場理解に基づく評価の仕組みを構築する必要がある。また、センター等の地域支援における中核機能については、利用者負担を前提とした加算ではなく、公的事業として安定的に実施できる仕組みが必要であり、「地域障害児支援体制強化事業」の必須事業化が求められる。

視点6 他制度との連携強化と今後の制度設計

こどもまんなか社会及びインクルーシブな社会の実現に向けて、家庭、保育、教育、障害児支援の連携をさらに深める必要がある。特化型のスポット支援の増加や、保育所等への児童発達支援の併設・一体的運用が進んでいるが、従来型の集団支援形態に基づく職員基準や報酬体系のままでよいのかを丁寧に検討する必要がある。今後は、こども施策との制度・基準・報酬体系の一元化や、職員研修の相互乗り入れなど、分野横断的な支援体制の構築が求められる。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点1持続可能な制度としていくための課題及び対処方策について

(1)支援を必要とするこどもと家庭、地域に届けるための地域ニーズに基づく整備、運営適切化について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所数及び費用の増大は、①平成24年の改正児童福祉法の施行により、元々十分整備されていなかった通所支援の場が整備されたこと、また、②支援を必要とするこどもの利用ニーズに対応してきたことが大きな要因であると考えます。
- ・ 支援を必要とするこどもは文部科学省の特別支援教育の実態からも見えるように明らかに増加の一途を辿っており、コーホート研究では、まだまだ利用ニーズが増大することが示されています(参考資料1)また、今後5歳児健診が本格的に実施される予定であり、早期発見の結果として、発達支援のニーズは今後も増加していくことが予想されます。
- ・ また、こども施策である保育所は量的拡大から質の向上に軸足を移しつつありますが、地域偏在があるため地域によっては保育所を増やしていく方向性が示されています。また、放課後児童クラブは利用児童がこの10年で1.6倍に増加しており、依然として需要過多となっている状況で、今後も量的拡大を進める方針です。(参考資料2)
- ・ 一方、会員へのヒアリングでは、保護者ニーズに基づく必要以上の過剰利用があり、適切な量の支援を届けられていないといった意見があり、今後は是正が必要です。

【意見・提案の内容】

- ・ 一人当たりの障害児通所給付費と通所支援を利用しているこどもの増加は、平成16年の発達障害者支援法施行や幼児教育無償化、特別支援教育の充実などの成果です。それは、平成17年以降に通級指導児童数(参考資料3)が急増していることにも表れています。
- ・ また、保育所や放課後児童クラブを利用する障害児は年々増加し(参考資料2)、一般こども施策との並行利用も増加しており、通所支援はインクルージョン推進を支える役割も担っています。これらのことから、利用量の増加は支援を受けられていなかったこどもに支援が行きわたりつつある、政策や制度の成果であると結論づけるべきです。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

- 障害児通所給付費は、障害のあるこどもと、その家族を支え、こどもの将来に繋がる未来への投資です。また障害児通所を充実させることは、将来の子育て家庭への安心にもつながっています。伸び率を理由に整備抑制や報酬の削減を行うことは、障害児の動向やこれまでの施策を無視した行為であり、障害者基本法第17条で保障している療育を受ける権利を侵害しかねません。
- 一方、利用量の適正化については、市町村が一人ひとりのこどもについて状態像に基づく発達支援の必要性を見極めて、一律の支給決定をしないようにすることが重要です。客観的基準を検討し、相談支援事業所も利用計画作成時に適切な利用量となるよう相談支援の適正化が求められます。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点2 人材の確保・育成・専門性向上及び業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策について

(1) 令和9年度から開始される研修と報酬の関連付けについて

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 令和9年度から新たに人材育成の体系的な研修が開始されます。当団体が国の指定を受けて実施した人材育成研修に関する研究が反映されたことに感謝します。この研修の実施により子どもや家族がどの地域に住んでも同質の発達支援が受けられるようになると期待しています。来年度は基礎・実践研修から始まりますが、確実に実施できるような体制づくりが求められます。

【意見・提案の内容】

- 基礎・実践研修が確実に実施できるよう地域の児童発達支援センター等の中核機能を活用しサポート体制構築を周知してください。
- また、リーダー・コア人材研修については、都道府県等が研修の体制構築にしっかり関与し、地域のセンター等と協働しながら、地元に根ざした体制を整備してください。

(2) 職種ごとの専門性の深化について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 同団体では、職種の主体性が発揮できるよう職種同士の交流や探究を行う機会を提供しています。一方、作業療法士など各職能団体でも障害児支援に関する研修が開催されています。しかし、これら障害児通所支援に係る研修を総合的に体系化することができていません。

【意見・提案の内容】

- 障害児支援の質の向上のために、それら職能団体が開催する研修の情報を集約し、障害児支援に関する職能団体間の横断的な研修が、国の目指している方針に合わせて体系的に実施されることを臨みます。
- その際は、障害児支援団体と協働、または、相互受講も含めて柔軟な研修体制を構築してください。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(3) 多職種協働研修の推進について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 多職種協働のための研修や応用的な研修などは地域によっては人材リソースが限られており、実施が困難な場合や研修の質にバラツキが見られる恐れがあります。

【意見・提案の内容】

- 障害のあるこどもが地域で生活していくためにはインクルージョンの推進が欠かせません。令和9年度から始まる人材研修に加え、各地域で多職種協働のための研修を行えるよう、センター等を中核機能を活用して、地域のこども・子育て施設職員などと協働して人材研修を行うことが必要です。ただ、地域では人的不足もあるため、当団体の多職種協働研修を活用できるよう検討してください。

(4) 加配加算の定員に応じた均等化について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 会員調査によると人材不足を訴える声が多くありました。また急な退職や育児休暇等があった場合にもサービスを維持するため、加配職員を配置している事業所も多く存在します。現状の制度では、利用定員に関係なく加配の加算は1事業所当たり2名です(児童指導員加配加算、専門的支援体制加算の場合)。しかし、定員20名以上の事業所では人員規模も大きく、急な退職や育児休暇による急な欠員の可能性も定員10名の事業所より大きい現状があります。

【意見・提案の内容】

- 10人定員の障害児通所支援事業所への加配加算を現行の基準とし、20人定員の場合はさらなる加配を評価する等、定員が多い事業所でも、同質のサービスを提供できるよう、利用定員に基づく加配加算の拡充を求めます。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(5) 研修時等の人員配置の緩和について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 会員調査では、質向上のための外部研修に職員を出すと基準人員を満たせなくなるために(行政から指摘される)、外部研修への参加が困難であるという声があります。

【意見・提案の内容】

- ・ 外部研修は、専門性を高めるための大切な機会であり、管理者や児発管が支援に入るなど支援の質を確保していれば、人員配置基準を満たすとするなど、職員の研修受講機会を増やせるように基準の取扱の緩和が必要です。

(6) ICT化を促す取り組みについて

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 当法人も委員として参加した障害福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業において取りまとめられた「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方―当事者視点に立ったケアの充実のために」によると、「テクノロジーの可能性を生かすことは、社会の変化を踏まえつつ、障害福祉の現場がより持続的に発展していくための重要な視点の一つとなります。このため、障害福祉の生産性向上では、テクノロジーの活用を特に重点的に扱っていく必要があります。」と記載があります。
- ・ ICTの導入等については、障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業等で各事業所への導入が促されています。しかしながら、生産性を向上させるためのソフトウェアなどは月額費用が発生するサービスがほとんどです。

【意見・提案の内容】

- ・ ICTについては、職員の業務量の改善や負担の軽減などのメリットがあり、障害福祉分野でも支援事業等で導入が進められています。しかし、導入・維持費用がかかるため報酬で評価してください。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点3 令和6年度報酬改定及び令和8年度報酬改定後における経営の状況、賃上げや物価等への対応

(1)経営や賃上げの状況について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 令和7年10月21日に、我々CDS-Japanを含む関係8団体で「障害福祉現場の賃上げ状況調査 調査結果と提言・要望」を国に提出いたしました。詳細は、他団体から一括して報告があるため割愛しますが、提言部分のみ掲載します。

【意見・提案の内容】

障害福祉現場の賃上げ状況調査の結果からは、障害福祉事業所が処遇改善加算を活用し、加算の算定基礎に含まれない職種等を含め処遇改善を着実に進めていること。しかしながら物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準ではすでに賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界で、全産業との賃金格差が拡大していることが明らかになった。ついては、国には、障害福祉現場における深刻な実態を理解いただき、今後も障害福祉事業所が必要な人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続していくため、処遇改善の抜本的な拡充等をいただきたく、下記4点を緊急に提言・要望する。

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施
2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入
3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大
4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充

障害福祉事業者がこれからも障害児者の暮らしを守り、希望する生活を支え続けるために、国には格段の配慮をいただくよう、強い危機感をもって表明する。

障害福祉現場の賃上げ状況調査「調査結果と提言・要望」8団体(R7.10.21)

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(2)加算の取得率を向上することによるきめ細やかなサービスの実現について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 令和6年度報酬改定では、不登校児への支援等、それぞれのこどもの最善の利益につながる加算が多く新設されました。

【意見・提案の内容】

- それぞれのこどもの状況にあった加算取得を推進することは、地域でのきめ細やかな支援の提供につながります。取得率が低い加算に対して、取得率が低い要因を分析し、書類の簡素化、現場実態に即した運用方法の見直し等の対策を行う必要があります。

(3)感染症発生時の運営について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 令和7年度障害福祉サービス等経営概況調査の結果では、児童発達支援の収支差率は7.8%、放課後等デイサービスは9.8%と、他の障害福祉サービス等と比較して高いようですが、赤字の事業所は33.8%(児童発達支援)～54.2%(保育所等訪問支援)存在し、他の障害福祉サービスと同様の結果です。
- 当協議会が実施したアンケートでは、感染症発生をはじめとした欠席時の運営維持が困難であるという意見が約10.8%ありました。(参考資料4)

【意見・提案の内容】

- こどもは学校や園で集団感染リスクが高く、必然的に欠席が多くなります。保育所などは定員に応じた公定価格ですが、利用実績に基づく通所支援は収入減少に陥ります(職員基準を満たすため人件費は利用児の欠席に関係なく発生)。医師の指示書を持って、代替的な支援を認めるもしくは療養が必要な場合は欠席時対応加算を基本報酬額と同等にするなど運営を維持していくの方策が必要です(特に利用者が少ない過疎地域は死活問題です。)

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(4)送迎中のサービス評価について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- アンケートの中には、送迎中に児童の支援を行っているにも関わらず、報酬として評価がされていないという声がありました。また、送迎時間が長い地方では、送迎時間がサービス提供時間に入らないという理由でサービスを利用できない児童もいます。また、送迎加算について燃料費や車両価格が高騰しているにも関わらず加算額の変動がありません。

【意見・提案の内容】

- 送迎は支援が必要な子どもや保護者にとってのセーフティネットです。送迎中は、子ども同士での会話が弾むような働きかけたり、手遊び歌遊びなどをしりと、実際には様々な直接支援を行っています。支援の実態に合わせ、送迎中もサービス提供時間としてください。過疎地域では送迎時間が長く、サービス提供時間が短くなり収入が低くなるという実態もあります。また、燃料費や車両価格の高騰に対しては送迎加算への反映または補填してください。

(5)1日定員よりも多くの契約をしている場合の評価

【意見・提案を行う背景、論拠】

- こどもの通所支援は大人のサービスと比べ、毎日利用しない子どもも多いため利用定員の1.5～2倍の契約数であることがほとんどです。そのため、大人のサービスと比べ、保護者面談や個別支援計画の作成、請求事務等の量も多いのが現状です。

【意見・提案の内容】

- 上記課題に対応するためには、その実情を明確にした上できめ細やかな報酬体系としてください。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

視点4 各地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、過不足のないサービス提供体制の確保に向けた課題及び 対応方策 について

(1)指定権者ごとの基準等の解釈統一について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 基準配置や体制加算の配置における有給取得を行なった職員の捉え方や、送迎時間帯の職員配置に関する弾力的な運用、定員に対する利用予定児童数の弾力的な考え等、指定権者ごとに解釈が異なる場合があります。自治体の解釈によって、運営継続が困難な地域が出てきています。

【意見・提案の内容】

- この人材不足のなかで最低限の配置を維持している事業所が現実的に運営できることに配慮した運用を行うよう指定権者への周知徹底をしてください。

(2)小規模自治体でのセンター等を中心としたサービス体制の構築について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 国は各自治体にセンターの設置または準ずる面的整備するよう方針を示しています。報酬区分では児童発達支援センターの定員は30名からとなっており、小規模自治体の場合は非現実的です。

【意見・提案の内容】

- どの地域に生まれても同じ支援を受けられる持続可能な制度とするために、報酬の定員区分の細分化が必要です。具体的な例としては人口規模10万人を標準として現行報酬とし、8万以上10万未満、5万人以上8万人未満、3万人以上5万人未満、3万人未満で分類する等、定員枠の細分化を行うことで、過疎地域にも支援を行き渡らせることが可能だと考えられます。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(3)外出が困難な児童への支援について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 在宅の0～18歳の療育手帳保持者のうち約12.2%が外出頻度が1週間に1回以下と回答しています。(参考資料6)
- ・ 小中学校に在籍している不登校児は約35万人おり(参考資料6)、不登校児の約2～3割が発達障害の傾向があるというデータがあります。(参考資料7)

【意見・提案の内容】

- ・ 家庭以外の場所・人、時間、経験を保障するため、外出困難な障害児に対してのアウトリーチからシームレスに児童発達支援や放課後等デイサービスに繋がれるように(こどもの状況によっては通所できたり引きこもったりと状況変化もある為)、居宅訪問型児童発達ではなく児発や放デイの基本的支援の一体系として位置づけることが望まれます。またオンライン支援も検討してください。

(4)降雪・降灰への対応について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 北海道や東北地方、北陸地方では冬季の積雪対策のため、除雪のための人件費をはじめ、ガソリン代や除雪機の購入費用など多大のコストがかかっています。
- ・ また、鹿児島等の降灰地域では、灰の除去作業に対しても多くの労力が割かれています。

【意見・提案の内容】

- ・ 寒冷地や降灰地域の実情を把握したうえで、実費用に対する補填などの検討が必要です。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点5 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法。特に、多様な主体の参入に伴い、サービス・支援の内容・質にバラつきが見られることへの対処方策

(1)第三者評価について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 現在、児童発達支援や放課後等デイサービスには、自己評価と保護者評価が義務付けられています。事業を適切に評価するためには、第三者による評価は有効で、一部自治体では補助を出して受審を義務化しています。しかし、先行している自治体の第三者評価に対しては、現場感がなく相互理解が図られないといった声も聞かれます。

【意見・提案の内容】

- ・ 第三者による評価は有効であり、さらなる質の向上のために、障害児支援に精通した評価者の養成が必要です。

(2)地域障害児支援体制強化事業の必須化について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ R6に創設された「中核機能強化加算」は、本体事業の多職種配置体制を評価するものとなっており、加算取得の要件が厳しいのが現状です。
- ・ 加算はそもそも直接的な受益に対して利用者が支払う性格のものであり、通所利用者から地域支援のための加算を請求することはふさわしくありません(性格上は中核機能の1のみが対象)。中核機能2～4を実施するには、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金の「地域障害児支援体制強化事業」を充てることが適切であると考えますが、必須事業になっていないため、地域格差が生じ始めています。

【意見・提案の内容】

- ・ 「中核機能強化加算」や「中核機能強化事業所加算」を取得して地域支援しやすいよう要件を見直す必要があります。
- ・ 中核機能をもったセンター(または面的整備)を配置することを方針としているのであれば、当該事業の必須事業化が必要です。

(3)保育所等訪問支援の支援提供時間の考え方について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 保育所等訪問支援の支援提供については「30分以上」との基準が示されました。しかし、事業所の中には、その時間に支援先との情報共有、保護者との連携に係る時間も含んでいる事業所が見られます。

【意見・提案の内容】

- ・ 安易に短時間支援を繰り返す事業所を減らすためにも、「30分以上」の基準に、こどもを直接観察もしくは支援する時間であることを明確に示してください。

視点6 地域生活の支援や重度化・高齢化への対応、他制度との連携強化その他各分野における様々な課題への対応方策

(1)他分野との一元化、連携の議論の必要性について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- これまで、福祉と教育、家庭の連携をするためのトライアングルプロジェクトや、こども園や学校を支援するための保育所等訪問支援事業など、インクルーシブな社会を実現するための連携が進められてきました。また近年では保育所に児童発達支援を併設することが認められるなど、他のこども施策との連携がより一層必要とされています。

【意見・提案の内容】

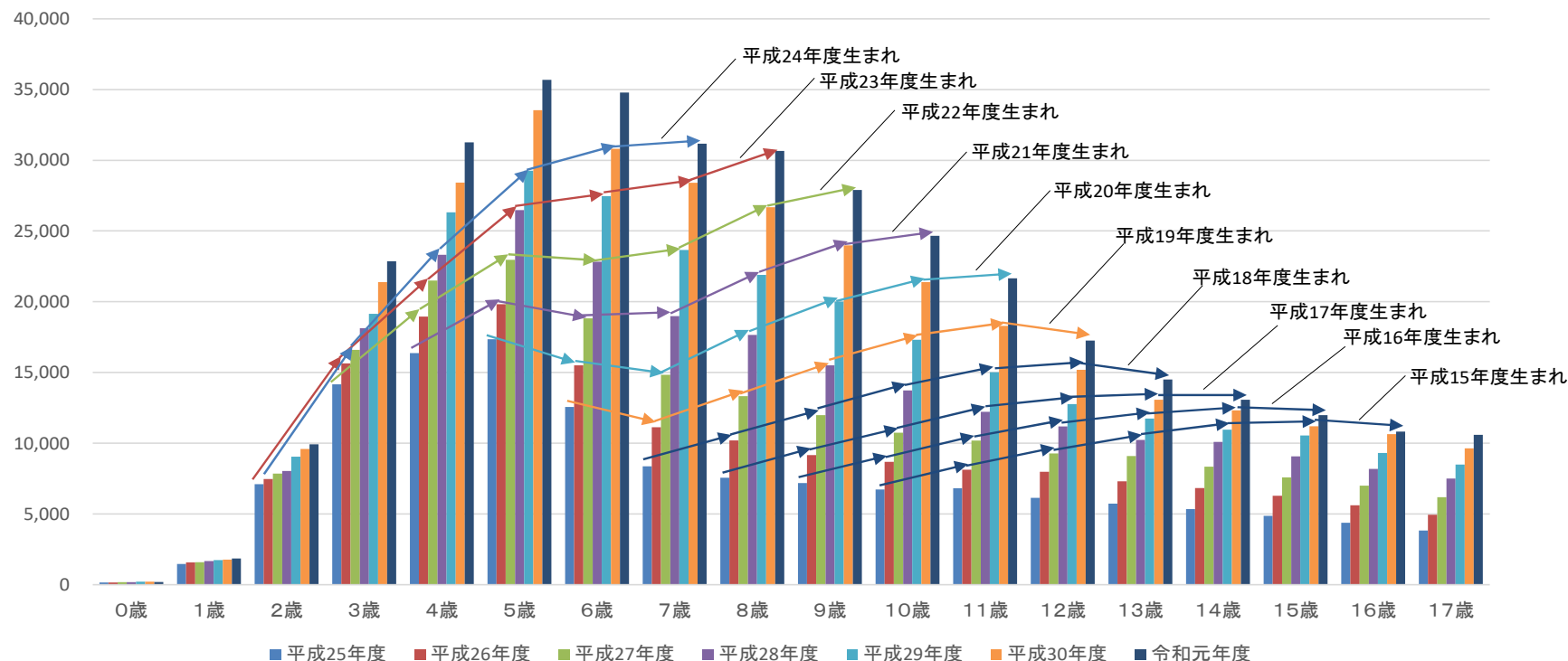
- 家庭と教育、保育、障害児支援の連携を深めることは、こどもまんなか社会及びインクルーシブな社会を実現するためにも重要です。現在、障害児支援はこども施策に位置づけられていますが、今以上に具体的な役割や基準の在り方(実際に保育園などに児発を併設し、一体的支援ができる基準に緩和されているが、児童発達支援の職員体制や支援のあり方は従来型とは相当異なり、同じ基準や報酬で良いのかという声もあります)、報酬体系の一元化なども含めて今後丁寧に議論していくことが重要です。そのなかで、職員の研修の相互乗り入れなどが柔軟に行われるようにしていくことも必要です。

参考資料1

コホート別に見た利用者数の推移

- コホート別に障害児サービスの利用者数を見ると、0歳から5歳までは増加していき、5歳以降若干減少することもあるものの、11歳～15歳くらいまで緩やかに増加していく傾向にある。
- また、ピークとなる年齢が徐々に下がってきているように見受けられる。

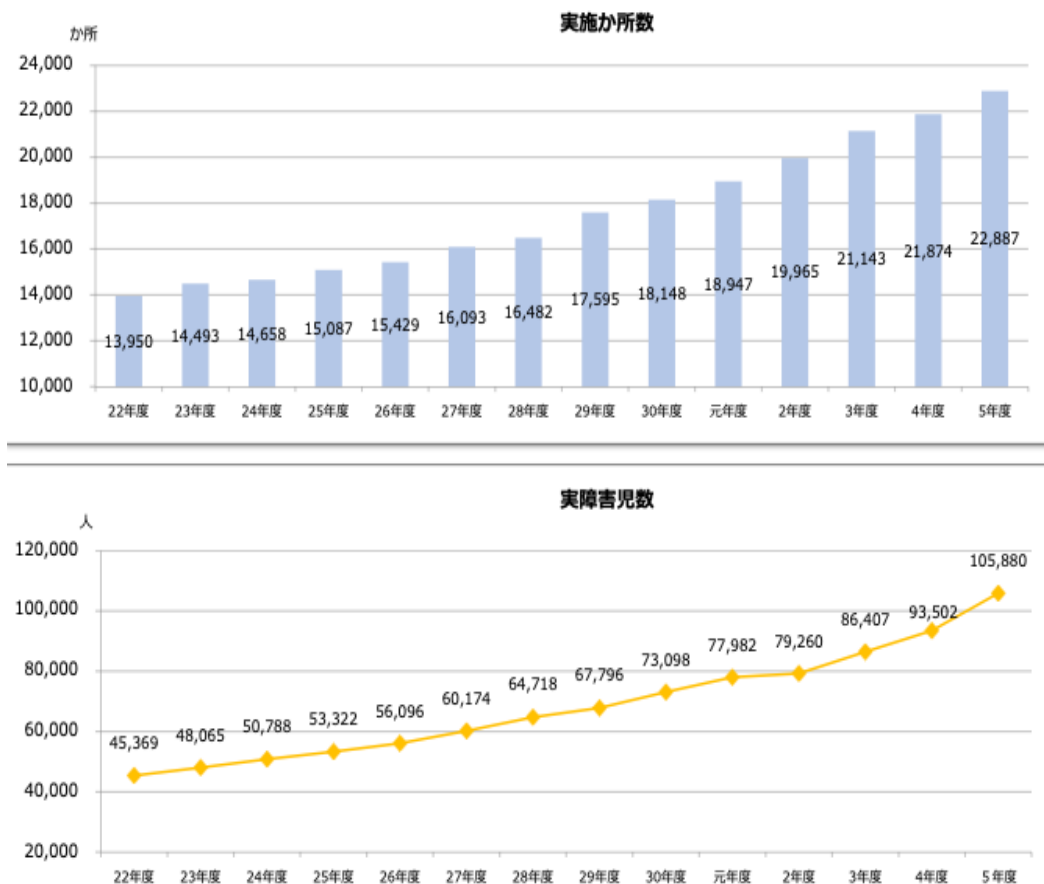
【コホート別に見た利用者数の推移】



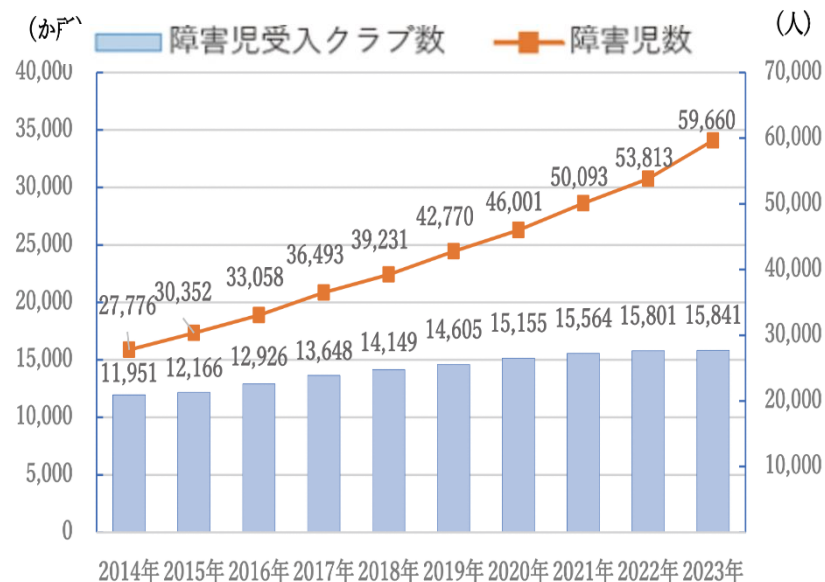
※ 数値は各年度の10月分に関するデータ。そのため、上記の「平成〇年度生まれ」とあるのは「平成〇-1年11月～平成〇年10月に生まれた児童」を意味している。

参考資料2

保育所における障害児の受け入れ状況



放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ状況

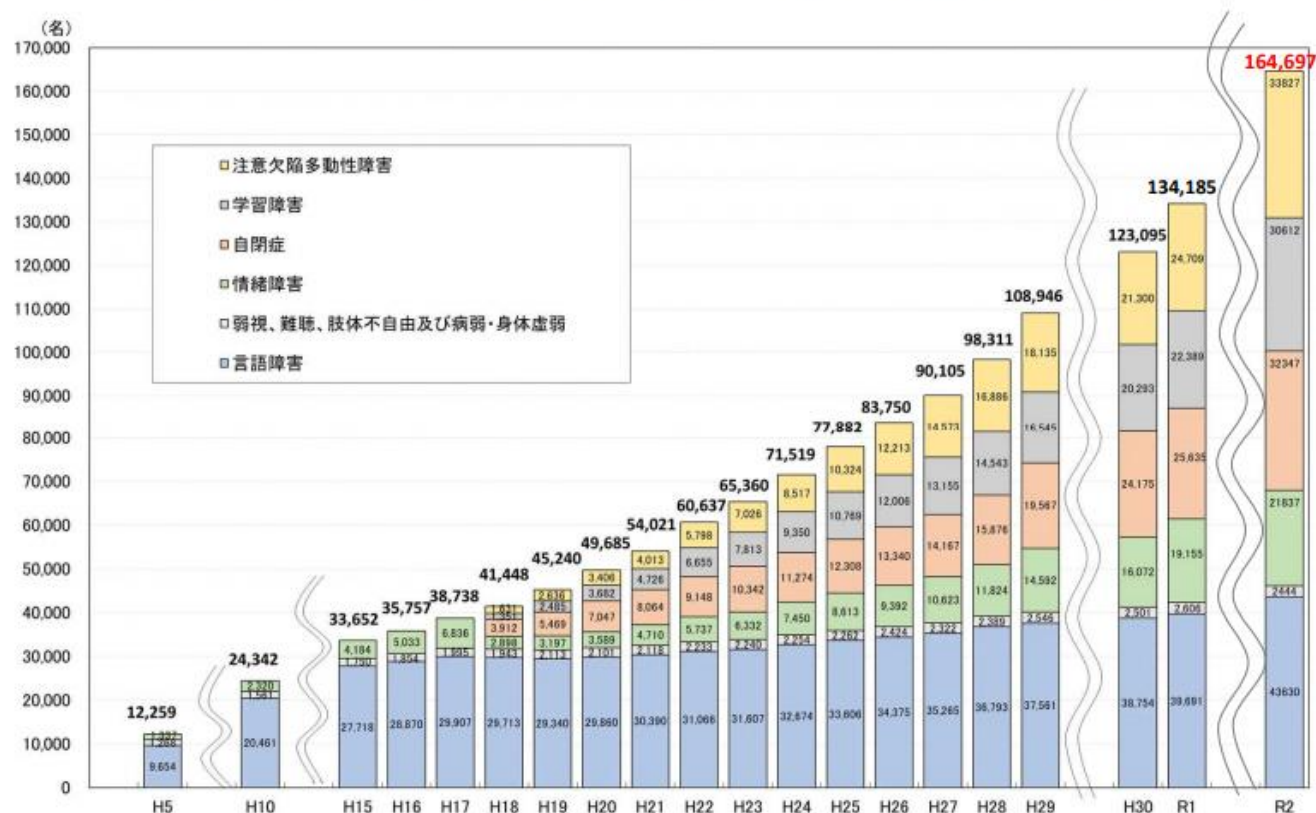


注：各年5月1日時点（2020年のみ7月1日時点）

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

参考資料3

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

参考資料4

会員意見調査 実施：令和8年4月 対象：一般社団法人全国児童発達支援協議会会員事業所 回答数：130		件数	割合
	欠席時の運営困難さを訴えた意見の数	14	10.8%
会員意見（一部改変）			
・利用児の病気欠席は出席扱いにして欲しい			
・欠席対応加算 感染症による場合は、もう少し上げてもいいのではないか。			
・欠席時対応加算について、キャンセルの場合は、その日の報酬が無報酬になるのは事業所としては管理が難しい。基本報酬は算定させるべきである。			
・肢体不自由児、医療ケア児は体調不良になりやすく、欠席すると収益面に大きな影響を受けるため、この現状を踏まえた上での報酬体制を検討していただきたい。			
・肢体不自由児（特に重心児）は欠席が多く、また長期化する傾向があります。従来の欠席時対応加算の単価や回数では経営に負担が生じることから共に見直しを願う			
・併行通園では欠席がかなり多いため（のべ欠席人数が月200名を超える）ため、欠席時対応加算の見直しを行ってほしい。			
・欠席時対応加算は金額をアップしてほしい。			
・感染症（インフル、コロナ、ウィルス関係）によっては、4～5日利用不可となる。 その穴埋めが一年を通して難しい、数か所事業があるんで月単位で100～200万売り上げが落ちる月が、年に2～4ヶ月ある。欠席時加算では補てんは無理。報酬の半分くらいの補てんがあると助かります。			
・重心児・医療的ケア児は体調変動が大きく、欠席や短時間利用が生じやすいため、売上は不安定であっても受け入れ体制は維持し続けなければならない。			
・医療ケア児や重度心身障害児、2歳児など低年齢児は、体調不良による欠席が多く、安定した利用ができず、実利用数が定員数に満たない日が多い。			
・児童は突発で休むことも多く、長期化しがち欠席時対応加算の金額では採算がとれない。			
感染症等が蔓延した場合に欠席者が増えた時は、児童が出席して初めて報酬が得られる仕組みであり、欠席時加算のみでは安定した運営が難しい。			
席時対応加算について。重症心身障害児や医療的ケア児が利用する施設は、当日の体調不安定なことによる欠席以外にも、発作連続で、今週1週間休む、などのとき、十分な加算が取れない。利用者が1週間休むとしても、職員に1週間休めと言えない。人件費がかかり、収入が0になる。定員7で契約しても、日によって、利用者が3人ということも、まれではない。			
欠席等が重なると給付費が下がり施設の運営が難しくなる為、欠席時対応加算の単位数を上げてはどうか。			

参考資料5

- 2 障害者手帳所持者等の生活実態等の状況について
(2) 社会生活の状況
①過去1年間の外出の頻度

第58表 障害者手帳所持者数等、過去1年間の外出の頻度別

※有効回答数に基づく集計結果

男女 年齢	療育手帳																			
	合計					男性					女性					性別不明				
	全体	0～18歳	19～64歳	65歳以上	年齢不詳	全体	0～18歳	19～64歳	65歳以上	年齢不詳	全体	0～18歳	19～64歳	65歳以上	年齢不詳	全体	0～18歳	19～64歳	65歳以上	年齢不詳
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	1,831	452	1,073	267	39	1,144	315	667	156	6	660	137	405	109	9	27	0	1	2	24
1日に1回程度	59.1%	79.9%	59.0%	27.7%	35.9%	63.1%	79.4%	62.8%	32.1%	50.0%	53.0%	81.0%	52.8%	21.1%	22.2%	37.0%	0.0%	0.0%	50.0%	37.5%
	1,082	361	633	74	14	722	250	419	50	3	350	111	214	23	2	10	0	0	1	9
2～3日に1回程度	12.0%	6.2%	10.0%	28.1%	23.1%	10.4%	6.0%	8.5%	26.9%	16.7%	14.1%	6.6%	12.3%	29.4%	22.2%	25.9%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%
	219	28	107	75	9	119	19	57	42	1	93	9	50	32	2	7	0	0	1	6
1週間に1回程度	11.4%	6.6%	12.9%	13.9%	7.7%	11.0%	7.3%	12.7%	11.5%	0.0%	11.8%	5.1%	12.8%	17.4%	0.0%	14.8%	0.0%	100.0%	0.0%	12.5%
	208	30	138	37	3	126	23	85	18	0	78	7	52	19	0	4	0	1	0	3
2週間に1回程度	4.6%	2.7%	4.9%	6.7%	2.6%	4.2%	3.5%	4.2%	5.8%	0.0%	5.3%	0.7%	6.2%	8.3%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%
	84	12	53	18	1	48	11	28	9	0	35	1	25	9	0	1	0	0	0	1
1ヶ月に1回程度	2.9%	1.1%	3.0%	6.0%	2.6%	2.4%	1.0%	2.4%	5.1%	0.0%	3.9%	1.5%	4.0%	7.3%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%
	54	5	32	16	1	27	3	16	8	0	26	2	16	8	0	1	0	0	0	1
2～3ヶ月に1回程度	1.4%	0.7%	1.6%	1.9%	0.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.9%	0.0%	1.8%	0.0%	2.5%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	25	3	17	5	0	13	3	7	3	0	12	0	10	2	0	0	0	0	0	0
半年に1回程度	0.6%	0.0%	0.7%	1.1%	2.6%	0.6%	0.0%	0.7%	1.3%	0.0%	0.5%	0.0%	0.5%	0.9%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%
	11	0	7	3	1	7	0	5	2	0	3	0	2	1	0	1	0	0	0	1
ほとんど外出しない	3.4%	1.1%	3.2%	7.5%	7.7%	3.1%	1.0%	3.0%	7.7%	0.0%	3.8%	1.5%	3.5%	7.3%	11.1%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%
	62	5	34	20	3	35	3	20	12	0	25	2	14	8	1	2	0	0	0	2
不詳	4.7%	1.8%	4.8%	7.1%	17.9%	4.1%	1.0%	4.5%	7.7%	33.3%	5.8%	3.6%	5.4%	6.4%	44.4%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%
	86	8	52	19	7	47	3	30	12	2	38	5	22	7	4	1	0	0	0	1

令和4年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)結果.p161 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_r04.pdf

→質問票を見て、外出に学校も含んでいるのかを確認→質問表には記載がないが、その次の質問で学校が出てきているのでおそらく含むのでは→参考(提出時削除)

【社会生活の状況に関する質問です。】

問16 過去1年間の外出の頻度はどの程度ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 1日に1回程度
- 2 2～3日に1回程度
- 3 1週間に1回程度
- 4 2週間に1回程度
- 5 1ヶ月に1回程度
- 6 2～3ヶ月に1回程度
- 7 半年に1回程度
- 8 ほとんど外出しない

問17 日中、どのような過ごし方が多いですか。最もよくあてはまるもの1つに○をつけてください。

※あなた(調査の対象となる方)の平均的な1週間の過ごし方の中で、最も多くの時間を当てているものを選択してください。
※例えば、週4回学校へ行き、週1回は学校を休み通院している場合は、「2 教育・保育をうけている」に○をつけてください。

- 1 仕事をしている ⇒ 職間(1)もお答えください。
- 2 教育・保育、療育を受けている(幼稚園・保育園・小中学校・高校・大学・専門学校・専門学校、職業訓練、職業大学) ⇒ 職間(2)もお答えください。

参考資料6

＜参考1＞ 小・中学校における理由別長期欠席者数の推移

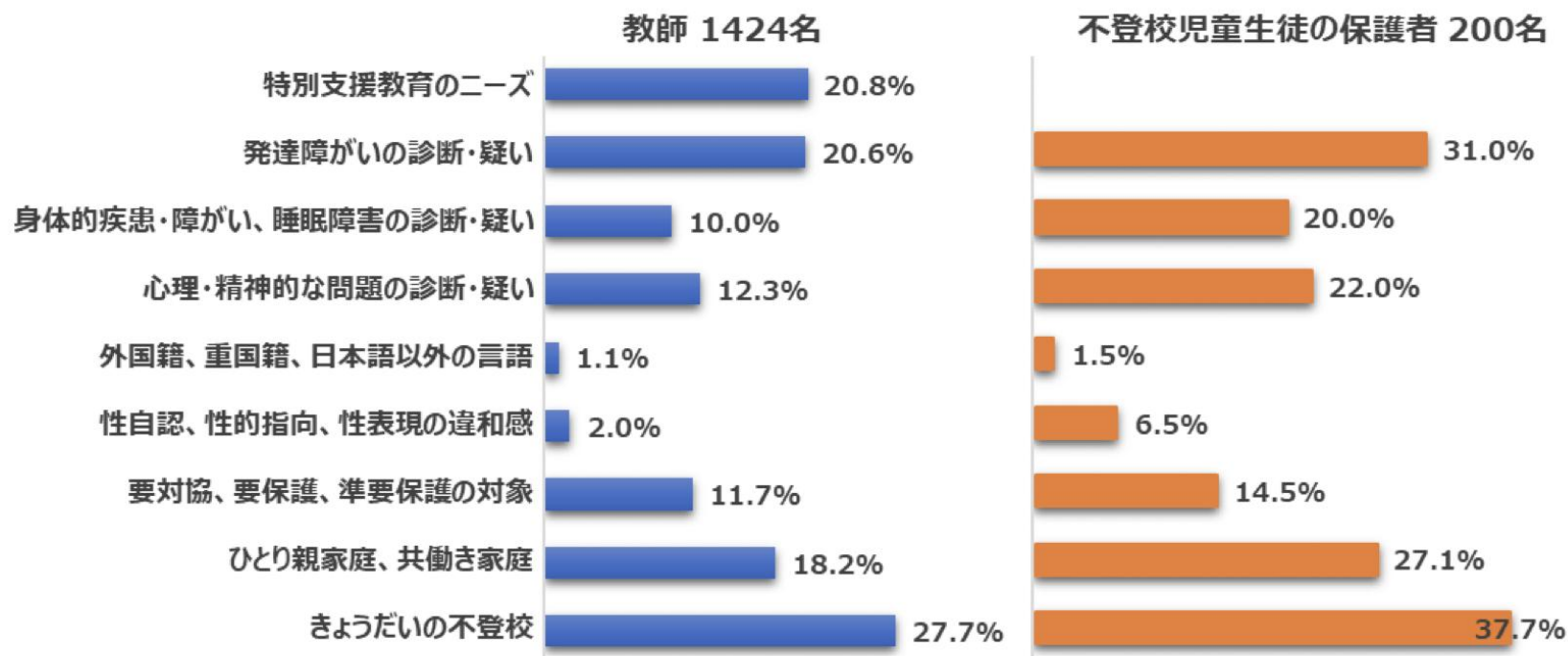
①小・中合計

		在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数							
			病気	病気	病気	経済的理 由	経済的 理由	経済的 理由	不登校	不登校
			人数 (人)	割合 (%)	増減率 (%)	人数 (人)	割合 (%)	増減率 (%)	人数 (人)	割合 (%)
2010年度	平成22年度	10,566,028	36,421	0.34	***	129	0.00	***	119,891	1.13
2011年度	平成23年度	10,477,066	36,523	0.35	0.3	119	0.00	▲ 7.8	117,458	1.12
2012年度	平成24年度	10,333,629	38,916	0.38	6.6	91	0.00	▲ 23.5	112,689	1.09
2013年度	平成25年度	10,229,375	37,431	0.37	▲ 3.8	85	0.00	▲ 6.6	119,617	1.17
2014年度	平成26年度	10,120,736	37,851	0.37	1.1	64	0.00	▲ 24.7	122,897	1.21
2015年度	平成27年度	10,024,943	41,064	0.41	8.5	49	0.00	▲ 23.4	125,991	1.26
2016年度	平成28年度	9,918,796	42,813	0.43	4.3	29	0.00	▲ 40.8	133,683	1.35
2017年度	平成29年度	9,820,851	45,362	0.46	6.0	27	0.00	▲ 6.9	144,031	1.47
2018年度	平成30年度	9,730,373	49,624	0.51	9.4	24	0.00	▲ 11.1	164,528	1.69
2019年度	令和元年度	9,643,935	46,734	0.48	▲ 5.8	30	0.00	25.0	181,272	1.88
2020年度	令和2年度	9,578,674	44,427	0.46	▲ 4.9	33	0.00	10.0	196,127	2.05
2021年度	令和3年度	9,529,152	56,959	0.60	28.2	19	0.00	▲ 42.4	244,940	2.57
2022年度	令和4年度	9,442,083	75,597	0.80	32.7	36	0.00	89.5	299,048	3.17
2023年度	令和5年度	9,321,243	105,838	1.14	40.0	34	0.00	▲ 5.6	346,482	3.72

令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について,p69
https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf

参考資料7

「背景要因」について



文部科学省委託事業不登校の要因分析に関する調査研究報告書,p11
https://www.mext.go.jp/content/20251120-mxt_jidou02-100002768_1.pdf

現場で工夫している事例について

視点1:持続可能な制度としていくための課題及び対処方策 関係の事例

【事例1】子ども自身が選ぶ地域移行(放課後等デイサービスの取り組み)(視点1)

放課後等デイサービスは利用を継続することだけを目的とするのではなく、子どもが地域の中で自分らしく生活する力を育むことを重視している。小学校5年生時には「学校の友達と放課後に遊びたい」と自ら利用日数の減少を希望した事例では、SSTや仲間との活動を通して自信や社会性を獲得してきた経過としてとらえている。また、この事例は支援者主導ではなく、子ども本人の意思に基づいて地域生活へ移行した事例としても紹介できる。

このような実践により、障害福祉サービスを利用し続けることではなく、子どもの自立や社会参加を支援する(「地域で生きる力」を育む)といった事業の役割を体感できた。

【事例2】インクルーシブな地域づくりを支える連携の実践(視点1)

児童発達支援事業所と幼稚園・保育所・認定こども園等の併行利用が増加する中、関係機関同士の連携の重要性が高まっている。地域では、外国籍幼児支援など特定テーマに関する継続的な研修会や情報交換会を開催し、各機関が子どもの特性理解や支援方法について学び合う機会づくりにも取り組んだ。

こうした継続的な場づくりにより、事業所間の横のつながりや役割分担が生まれ、インクルーシブな支援環境づくりが進みつつある。

【事例3】点の支援から面の支援へ(視点1)

我が地域ではセンターが6か所あり、中核機能をどうするのか、申請するところから、情報交換し全センターで申請を行った。中核機能の進め方の中に、行政のかかわりについても言及し、記載されている文言のおかげで、行政とテーブルを一緒にすることができた。

しかし、これまで、各自、各センターの理念で進めてきたこともあり、6つのセンターが地域の中でどのように進めて行くのかを行政と一緒に考えるのは1年半程度かかったし、2か月に1回の会議を行う中で、少しずつ共有できるところが見えてきた。まだ時間がかかると考えられる。基幹相談支援センターや発達障害者相談支援センターの地域相談員なども加わり、それぞれの機関の役割の整理や、エリアごとの研修や人材育成、課題共有をしていくことが今年度始まり、エリアと全体という場とつなげていく進め方が始まってきている。

現場で工夫している事例について

視点2 人材の確保・育成・専門性向上及び業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策について

【事例4】 同期と共に育つ人材育成(視点2)

経験年数に応じた体系的な研修(経験1～3年目に対してローテーション研修)と同期職員同士の交流機会を組み合わせることで、専門性向上と定着支援を同時に進めている。

知識習得だけでなく、同じ時期に入職した職員同士が悩みや経験を共有できる関係性を形成することで、孤立感の軽減や職場定着につながり、離職防止と専門性を高める仕組みづくりとなっている。

【事例5】 支援者を支える人材を育てる取り組み(視点2)

チーフ研修やチューター研修を通して後輩育成やマネジメント能力を高めることで、組織全体の支援力向上と人材定着を実現している。障害児支援の質を高めるためには、直接支援者だけでなく指導的立場の人材育成も不可欠であり、それにより組織力が向上することを願っている。

【事例6】 人材育成の取り組み(視点2)

児童発達支援や放課後等デイサービスなど、各部門の職員が手作りで支援内容をまとめた手引きを作成。日々のミーティングでの読み合わせや活動プログラムへの反映を通じ、組織全体の専門性のボトムアップを図っている。

【事例7】 障害児支援の未来を支える海外人材(視点2)

海外人材の活用を進めている。文化的背景や言語の違いを乗り越えながら支援現場で活躍する事例も生まれており、今後の障害児支援分野における重要な担い手となる可能性を有している。制度の明確化と環境整備が進むことで、さらなる人材確保につながることが期待される。

【事例8】 未経験・無資格人材の活用について(視点2)

未経験・無資格の人材を採用し、計画的な育成を行っている。入職後はOJTや研修を通じて支援技術を習得し、児童指導員任用資格の取得を支援することで、2～3年後には基準人員として配置できる人材へと育成している。障害児支援分野では即戦力人材の確保が難しいことから、事業所による育成機能を評価する仕組みの充実が必要である。

現場で工夫している事例について

【事例9】人材育成について(視点2)

必要に応じ外部講師を招聘して専門知識や技術の獲得を図っている。

【事例10】支援者が支援に専念できる職場へ(視点2)

支援現場では、利用者支援以外の事務業務が増加している。そのため、記録システムや請求システムの導入、経理・労務業務の外部委託を進め、支援者が子どもと向き合う時間を確保する取り組みを進めている。業務効率化は人材確保・定着にもつながっている。

【事例11】AI技術の活用について(視点2)

AI技術の活用についても積極的に取り組んでいる。議事録作成や文書作成補助等に活用することで業務効率化を進める一方、個人情報保護や情報セキュリティに配慮した適切な運用を行うため、全職員を対象とした社内研修を実施している。今後は、AIを安全かつ効果的に活用できる人材育成も重要な課題になると考えている。

【事例12】AI技術の活用について(視点2)

得意な職員を選出したプロジェクトチームを立ち上げ、生成AIを活用した会議録作成の自動化に挑戦。従来「4時間」かかっていた会議録作成の劇的な時間短縮を進めている。さらに音声入力の活用も検討中。

【事例13】アナログ業務(捺印等)の簡素化(視点2)

書類1枚ごとに押印していた運用を見直し、月ごとに表紙を設けて一括捺印する方式に変更するなど、身近な業務の棚卸しと効率化を実践。

【事例14】ICTツールの導入(視点2)

連絡帳アプリや記録ソフトウェアの導入により、日々の記録業務の省力化と情報共有の迅速化を達成。

現場で工夫している事例について

視点3 令和6年度報酬改定及び令和8年度報酬改定後における経営の状況、賃上げや物価等への対応

【事例15】 生活を支える送迎支援(視点3)

送迎はサービス利用のための移動手段にとどまらず、子どもの安心感や保護者の就労継続を支える重要な機能となっている。

子どもの特性に応じた個別対応や複数便運行など柔軟な工夫を行う一方で、人員配置や車両確保の負担は年々大きくなっている。送迎は地域生活を支える重要な支援として評価される必要があるとともに現場の現状(働き手不足)に即した行政の理解が不可欠である。

視点4 各地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、過不足のないサービス提供体制の確保に向けた課題及び 対処方策 について

【事例16】聴覚障害児への支援から見えた市町村格差(視点4)

一元化となった今、どこに住んでいても同じような支援が受けられる体制には及ばず、地域格差が存在している。

私は他市に出向いて行っている支援は、聴覚障害のお子さんを受け入れている他市の放課後等デイサービスに出向き、後方支援を行っている。このような声は、別の市の保護者からもあがりましたが、こちらは実行には至っていない。そこには、市町村の考え方が関わっており、方針の地域格差の是正が必要である。同時に、人材の育成や確保も重要である。

財源の確保が課題ですが、他市への派遣となった場合は、その費用をこどもが居住する市町村が負担する仕組みも必要です。

現場で工夫している事例について

視点5 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法。特に、多様な主体の参入に伴い、サービス・支援の内容・質にバラつきが見られることへの対処方策

【事例17】 障害の有無に拘らない雇用(視点5)

障害(ADHD診断あり1名・精神障害手帳あり1名・身体障害で車椅子使用の方1名)があっても、こどもとの関係性が保て、業務上の合理的配慮で役割を担うことができれば雇用している。環境要因で最も重要なのが人的環境であり、これが整えばこどもは必ず成長する。「質の高い支援」=「職員の人間力」に直結する。

【事例18】 児童発達支援センターの専門性を地域に届ける(視点5)

各事業所からの要請に応じて、児童発達支援センターの専門職が地域事業所を訪問し、保育士や支援者へ助言を行う取り組みを実施している。

個別の子どもへの支援だけでなく、支援者自身の専門性向上につながり、結果として地域全体の支援力向上に寄与している。センター機能の発揮は、地域支援体制の底上げに重要な役割を果たしている。

【事例19】 点の支援から面の支援へ ― 地域支援体制強化の実践事例(視点5)

地域(自立支援)協議会の児童部会等を活用し、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が連携しながら地域における面的な支援基盤の整備を進め、地域の実情に応じた支援体制が充実してきた。障害児通所支援事業所、保育所・幼稚園、学校、行政などの関係機関が継続的に協議・連携する仕組みづくりを進めている。こうした取り組みにより、施設間の連携が地域全体の仕組みへと発展し、支援に関する情報共有や役割分担が円滑になってきている。

また、児童部会等での事例検討会を継続的に実施することや共同研修等を実施することで、地域全体の支援の質の向上や人材育成につながっている。

各機関が相互に学び合う環境が整うことで、特定の事業所や個人に依存しない持続可能な地域支援体制の構築を目指している。

地域における支援調整やネットワーク形成を中核機能強化事業所が担うことで、児童発達支援センターは高度な専門的支援、困難事例への対応、人材育成、広域的な支援機能の発揮に注力することが可能となる。

このように、児童発達支援センターと中核機能強化事業所がそれぞれの役割を担いながら連携することは、地域全体の支援力の向上と、子どもや家族が身近な地域で必要な支援を受け続けられる体制づくりに大きく寄与していると考ええる。

現場で工夫している事例について

【事例20】 質の高いサービス提供と人材定着への取り組み(視点5)

職員の経験年数に応じた年間研修計画を策定している。上司が自ら講師を務めて専門性を伝承するとともに、グループワークを中心としたカリキュラムにすることで、同期職員の心理的交流と多角的な学びを両立させている。

【事例21】 目標管理と人事考課制度の連動(視点5)

職員自らが「目標管理シート」を策定し、年2回の上司面談を実施している。この評価を賞与へ一部反映させることで、頑張りや成長が適切に報われる客観的な人事考課システムを運用している。

【事例22】 包摂型支援により地域全体の質を高める(視点5)

事業所数の増加による質のばらつきを課題としながらも、新規参入事業所を排除するのではなく、地域全体で支援の質を高める取り組みを進めている。研修や相談支援を通して事業所同士が学び合う環境を整えることで、どの事業所を選んでも一定水準以上の支援が受けられる地域づくりを目指している。

【事例23】 センター機能の発揮による地域サポート(視点5)

センターが主催する専門研修会へ地域の民間事業所を積極的に案内・招待している。さらに、近隣事業所へ直接連絡を取り、必要に応じた伴走支援・サポートの意思を伝えている。

【事例24】 事業所の撤退(閉所)に伴うセーフティネット(視点5)

新規参入だけでなく閉所する事業所も散見される中、子どもや家族が支援の断絶で振り回されないよう、地域の事業所情報を常に収集・把握し、セーフティネットとしての役割を果たしている。

現場で工夫している事例について

視点6 地域生活の支援や重度化・高齢化への対応、他制度との連携強化その他各分野における様々な課題への対応方策

【事例25】 インクルージョンを支える保育所等訪問支援(視点6)

保育所等訪問支援は、子どもが地域の保育・教育環境で育つための重要な仕組みである。一方で、訪問調整や移動時間など直接支援以外の業務負担が大きく、現行報酬では安定的な人材確保が難しい状況にある。インクルージョン推進の基盤として、保育所等訪問の機能を持続可能にする評価が求められる。

【事例26】 重度医療的ケア児の地域生活を支える受入体制づくり(視点6)

重度の医療的ケア児や重症心身障害児が地域で生活しながら放課後等デイサービス等を利用できるよう、多くの事業所では送迎体制や看護体制の工夫を行い、こうした状況の中でも、事業所は子どもや家族の地域生活を支えるために受入れを継続している。

しかし、子どもの成長に伴い、バギーや車いすの大型化、医療機器の搭載などにより、送迎車両1台当たりの乗車可能人数は大きく制限される。7人乗り車両であっても実質的には2～4席分のスペースを使用する場合もあり、一般的な送迎体制では対応が難しくなる。また、安全な移動を確保するためには、運転手に加えて添乗職員や看護師の配置が必要となる場合も多く、車両維持費や燃料費を含めた送迎コストは年々増加している。また、地域によっては受入可能な事業所が極めて少なく、医療的ケア児や重症心身障害児がサービスを選択できない状況も生じている。重度障害児の地域生活を支えるためには、支援そのものだけでなく、送迎や看護体制を含めた受入基盤を維持できる制度的支援が重要である。

【事例27】 18歳を超えても地域で暮らし続けるために(視点6)

近年、多くの医療的ケア児や重症心身障害児が地域で成長し、成人期を迎えるようになっている。

児童発達支援や放課後等デイサービスは利用段階から、できるだけ早期から成人期移行に向けた準備を進めている。また、保護者との面談を重ねながら、卒業後の生活や地域資源に関する情報提供を行い、不安の軽減に努めている。しかし、生活介護事業所においては看護師の確保が難しく、医療的ケアへの対応体制が十分ではない地域も少なくない。さらに、現行制度では訪問看護の提供場所に生活介護事業所が含まれていないため、在宅では利用できていた医療的支援が日中活動の場では利用できなくなる場合がある。その結果、受入先が見つからない、あるいは利用できる事業所が大きく制限されるなど、本人や家族が将来への不安を抱える状況が生じている。児童期から成人期への円滑な移行を実現するためには、障害福祉サービスと医療サービスが切れ目なく連携できる仕組みが必要である。現場では関係機関との連携や調整を重ねながら支援を行っているが、生活介護における訪問看護の活用など、制度の狭間を埋める仕組みの整備が求められる。